

野田都市計画事業次木親野井特定土
地区画整理事業施行に関する条例施行
規則等を廃止する規則をここに公布す
る。

令和6年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第 2 3 号

野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業施行に関する条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業施行に関する条例施行規則（平成 1 5 年野田市規則第 5 9 号）
- (2) 野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業の保留地処分に関する規則（平成 1 5 年野田市規則第 6 0 号）
- (3) 野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業保留地販売促進に係る広告紹介料支給規則（平成 1 5 年野田市規則第 6 1 号）
- (4) 野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則（平成 2 9 年野田市規則第 3 7 号）

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。